

第78期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表
(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

株式会社三陽商会

連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.sanyo-shokai.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

子会社7社のうち、次の4社を連結子会社としております。

サンヨーアパレル(株) サンヨーショウカイニューヨーク,INC. 上海三陽時裝商貿有限公司
ルビー・グループ(株)

当連結会計年度において、RUBY GROUPE KOREA INC. を清算したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社は、(株)サンヨーソーイング、エコアルフ・ジャパン(株)、KIMEI GLOBAL COMPANY LIMITEDの3社であります。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社は次の2社であります。

(株)サンヨーソーイング、エコアルフ・ジャパン(株)

(2) (株)サンヨー・インダストリーについては、当連結会計年度において、(株)サンヨーソーイングが(株)サンヨー・インダストリーを吸収合併したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社は、KIMEI GLOBAL COMPANY LIMITEDであります。持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、サンヨーアパレル(株)、ルビー・グループ(株)の2社については、連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は、サンヨーショウカイニューヨーク,INC.、上海三陽時裝商貿有限公司の2社であり、連結決算日の計算書類を使用して連結決算を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産

商品及び製品、仕掛品並びに貯蔵品は先入先出法による原価法により、原材料は最終仕入原価法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。これによる評価損は売上原価に含めて処理しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、海外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～50年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、当社及び国内連結子会社における耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に対処するため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員賞与の支給に対処して実支給見込額を基準として計上しております。

(ハ) 返品調整引当金

連結会計年度末日後に予想される売上返品による損失に対処するため、過去の返品率等を勘案した将来の返品による損失予想額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、海外連結子会社の資産及び負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(ロ) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、12年間の均等償却を行っております。

(未適用の会計基準等)

収益認識基準に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,173百万円
2. 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2001年12月31日

3. 借入金等に対する担保資産

下記資産について、取引銀行との借入（3,000百万円）及び当座貸越契約（貸越極度額4,000百万円）に対しての根抵当権及び根質権の担保に供しております。

なお、当座貸越契約に対応する借入金は3,000百万円であります。

建物及び構築物	3,098百万円
土地	4,072
その他	36
投資有価証券	3,628
計	10,835

上記の他に、金融機関とのL/C開設に対して、現金及び預金600百万円を担保に供しております。

4. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。なお、契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	4,000百万円
借入実行残高	3,000
差引額	1,000

(連結損益計算書に関する注記)

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	68百万円
------	-------

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を認識しました。

場所	用途	種類	金額(百万円)
東京都他	店舗、事務所他	建物及び構築物	349
		リース資産	187
		敷金及び保証金	86
		その他	74
東京都	—	のれん	239

当社グループは、事業用資産については基本的に管理会計上の区分を考慮して、主に店舗別にグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごと、賃貸資産については物件ごとにグルーピングを行っております。また、のれんについては会社単位ごとにグルーピングを行っております。

営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスである店舗並びに閉鎖の意思決定をした店舗及び事務所に係る資産を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(697百万円)として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額は処分見込額等合理的な見積りにより評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

また、のれんについては連結子会社であるルビー・グループ(株)を子会社化した際に計上したものであり、2021年3月11日開催の取締役会において、ルビー・グループ(株)の全株式の売却が決議され、当該売却価額に基づく正味売却価額(売却手数料控除後)とルビー・グループ(株)の連結上の帳簿価額との差額を減損損失(239百万円)として特別損失に計上しております。

3. 助成金収入

改正特別措置法(新型インフルエンザ等対策特別措置法)に基づく緊急事態宣言の発出に伴い、店舗の休業等を行っていた期間における雇用調整助成金等を営業外収益及び特別利益として計上しております。

なお、特別利益に計上した助成金収入は特別損失に計上した臨時休業等による損失に対応する雇用調整助成金等であります。

4. 固定資産売却益

固定資産売却益は、当社保有の三陽銀座タワー及び保養所の建物及び土地等の売却益であります。

5. 解約違約金に係る未払費用の取崩益

店舗撤退に係る違約金交渉の結果、生じた取崩益であります。

6. 解約違約金

解約違約金は、主にテナント撤退に伴う解約違約金等であります。

7. 事業構造改善費用

主に希望退職者の募集に伴う特別退職金等であります。

希望退職者の募集に伴う特別退職金等	1,238百万円
その他	4
計	1,242

8. 臨時休業等による損失

改正特別措置法(新型インフルエンザ等対策特別措置法)に基づく緊急事態宣言の発出に伴い、約2ヶ月間に及ぶ店舗の休業等による固定費等1,364百万円を特別損失として計上しております。

主な項目としては、給与手当(主に店頭販売スタッフ)975百万円、その他に不動産賃借料並びに減価償却費等となります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 12,622,934株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2020年5月26日開催の定時株主総会において次のとおり決議しております。

配当金の総額	278百万円
1株当たり配当額	23円
基準日	2020年2月29日
効力発生日	2020年5月27日
3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
当期の配当金につきましては、誠に遺憾ではありますが無配とさせて頂く予定です。そのため、該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資産運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
営業債務である支払手形及び買掛金は、6ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金(社債を含む)の用途は、運転資金及び設備投資資金であり、償還日は最長で決算日後1年1ヶ月であります。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - (イ) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理
当社グループは与信管理規程に従い、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 - (ロ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理
当社グループは、各部署からの報告に基づき経理財務本部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を継続して維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(注) 2. 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	19,652	19,652	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,341	3,341	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	4,070	4,070	—
資産計	27,063	27,063	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,876	3,876	—
(2) 1年内償還予定の社債	20	20	—
(3) 短期借入金	3,200	3,200	—
(4) 長期借入金	2,800	2,800	—
負債計	9,896	9,896	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 1年内償還予定の社債、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

変動金利による長期借入金の時価については、短期間の市場金利を反映し、借入に際して信用スプレッドに大きな変化がないため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	884

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,763円27銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 412円07銭 |

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

世界的に終息が未だに見えてこない新型コロナウイルス感染症の拡大により消費動向は一変し、非常に厳しい経済状況が続いております。ワクチンの接種がはじまり、光明は見えるものの感染の再拡大が見られ、足下の状況は弱含みで推移しており、先行きは不透明な情勢です。

当社は上記の状況を踏まえ、売上高及び営業利益について、徐々に回復基調が進むものの、アパレル・ファッション業界における消費環境は2022年2月期まで当影響が継続するとの仮定を置いて会計上の見積り(主として、継続企業の前提に係る将来の資金繰りの検討等)を実施しております。

なお、当該会計上の見積りは現時点の最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定には一定の不確実性が存在し、新型コロナウイルス感染症の終息時期及び経済環境への影響が変化した場合には、上記見積りの修正を通じて、当社の財政状態、経営成績の状況に影響を及ぼす可能性があります。

(重要な後発事象に関する注記)

重要な契約の締結

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において決議された、Paul Stuart, Inc. (以下、P S I) が保有していた日本国内における「ポール・スチュアート」ブランドの商標権買取に係る契約を同日付で締結し、2021年3月31日に本件譲受を完了いたしました。なお、本件譲受と同時に譲受の対象となる「ポール・スチュアート」ブランドに係る三井物産株式会社・P S I間のサブライセンス契約は解約いたしました。

(1)契約締結の理由

これまでライセンサーの許諾の下に行っていた日本国内での同ブランドのビジネス運営における重要な意思決定を当社が単独で行うことが出来るようになるため、ブランディングに資する投資など、より機動的かつダイナミックなブランドビジネスの運用が可能となります。より良い商品を適時に市場に投入することで、顧客満足度を高め、ブランド価値を向上させ、事業拡大を目指してまいります。

(2)契約の相手会社の名称

Paul Stuart, Inc.

(3)契約の内容

上記商標権の譲受に関する契約

(4)契約の締結時期

2021年3月11日

(5)契約の締結が営業活動へ及ぼす重要な影響

この契約の締結により、ライセンサーからの契約終了通告による「ポール・スチュアート」ブランドビジネスが当社の取り扱いではなくなるリスクを回避できます。当社が日本国内における商標権を保持することで、長期的な視野にたったブランド育成や商品開発並びにスポーツカテゴリー等をはじめ新規分野の展開が可能となり、より業容の拡大を見込めます。

また、譲受価額については、譲受先との守秘義務契約により開示を控えさせていただきます。

なお、商標権の償却費の増加及びロイヤリティの減少による損益への影響は重要ではありません。

(6)その他重要な事項

商標権の対価の支払いを分割払いとしております。これにより当該債務の支払いのため当社保有の本社別館（通称ブルークロスビル）の土地、建物に対して抵当権を設定しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商品及び製品、仕掛品並びに貯蔵品は先入先出法による原価法により、原材料は最終仕入原価法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。これによる評価損は売上原価に含めて処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～50年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただしソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に対処するため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に対処して実支給見込額を基準として計上しております。

(3) 返品調整引当金

事業年度末日後に予想される売上返品による損失に対処するため、過去の返品率等を勘案した将来の返品による損失予想額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

3,000百万円

2. 「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2001年12月31日

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	121百万円
長期金銭債権	1,287百万円
短期金銭債務	78百万円

4. 借入金等に対する担保資産

下記資産について、取引銀行との借入（3,000百万円）及び当座貸越契約（貸越極度額4,000百万円）に対しての根抵当権及び根質権の担保に供しております。

なお、当座貸越契約に対応する借入金は3,000百万円であります。

建物	3,040百万円
構築物	58
土地	4,072
その他	36
投資有価証券	3,628
計	10,835

上記の他に、金融機関とのL/C開設に対して、現金及び預金600百万円を担保に供しております。

5. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。なお、契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	4,000百万円
借入実行残高	3,000
差引額	1,000

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	406百万円
仕入高	128百万円
営業取引以外の取引高	15百万円

2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	70百万円
------	-------

3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を認識しました。

場所	用途	種類	金額(百万円)
東京都他	店舗、事務所他	建物	346
		リース資産	177
		敷金及び保証金	65
		その他	77

当社は、事業用資産については基本的に管理会計上の区分を考慮して、主に店舗別にグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとに、また、賃貸資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスである店舗並びに閉鎖の意思決定をした店舗及び事務所に係る資産を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(667百万円)として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額は処分見込額等合理的な見積りにより評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

4. 助成金収入

改正特別措置法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に基づく緊急事態宣言の発出に伴い、店舗の休業等を行っていた期間における雇用調整助成金等を営業外収益及び特別利益として計上しております。

なお、特別利益に計上した助成金収入は特別損失に計上した臨時休業等による損失に対応する雇用調整助成金等であります。

5. 固定資産売却益

固定資産売却益は、当社保有の三陽銀座タワー及び保養所の建物及び土地等の売却益であります。

6. 解約違約金に係る未払費用の取崩益

店舗撤退に係る違約金交渉の結果、生じた取崩益であります。

7. 解約違約金

解約違約金は、主にテナント撤退に伴う解約違約金等であります。

8. 事業構造改善費用

希望退職者の募集に伴う特別退職金等であります。

9. 臨時休業等による損失

改正特別措置法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に基づく緊急事態宣言の発出に伴い、約2ヶ月間に及ぶ店舗の休業等による固定費等1,320百万円を特別損失として計上しております。

主な項目としては、給与手当（主に店頭販売スタッフ）962百万円、その他に不動産賃借料並びに減価償却費等となります。

10. 関係会社株式評価損

2021年3月11日開催の取締役会において、ルビー・グループ(株)の全株式の売却が決議され、正味売却価額（売却手数料控除後）と関係会社株式の帳簿価額との差額を関係会社株式評価損として特別損失に計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

513,200株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金繰入超過額	244百万円
賞与引当金繰入超過額	58百万円
退職給付引当金繰入超過額	634百万円
返品調整引当金繰入超過額	3百万円
たな卸資産評価損否認額	221百万円
減価償却超過額	6百万円
減損損失否認額	279百万円
繰延資産償却超過額	161百万円
投資有価証券評価損否認額	32百万円
関係会社株式評価損否認額	1,212百万円
ゴルフ会員権評価損否認額	2百万円
繰越欠損金	7,132百万円
その他	709百万円
繰延税金資産小計	10,697百万円
評価性引当額	△10,697百万円
繰延税金資産合計	-百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	759百万円
資産除去債務	1百万円
繰延税金負債合計	761百万円
繰延税金資産の純額	△761百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

種 類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取 引 容	取引金額(百万円)	科 目	期 末 残 高(百万円)
子会社	(株)サンヨーソーイング	所有直接100%	製品等の仕入れ 役員の兼任	資金の貸付	200	流動資産その他	1
				増資の引き受け	1,055	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付に係る金利については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
2. (株)サンヨーソーイングに対する増資の引き受けは、同社が行った株主割当を引受けたものであり、デット・エクイティ・スワップを実行しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,705円44銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 426円27銭 |

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

世界的に終息が未だに見えてこない新型コロナウイルス感染症の拡大により消費動向は一変し、非常に厳しい経済状況が続いております。ワクチンの接種がはじまり、光明は見えるものの感染の再拡大が見られ、足下の状況は弱含みで推移しており、先行きは不透明な情勢です。

当社は上記の状況を踏まえ、売上高及び営業利益について、徐々に回復基調が進むものの、アパレル・ファッション業界における消費環境は2022年2月期まで当影響が継続するとの仮定を置いて会計上の見積り(主として、継続企業的前提に係る将来の資金繰りの検討等)を実施しております。

なお、当該会計上の見積りは現時点の最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定には一定の不確実性が存在し、新型コロナウイルス感染症の終息時期及び経済環境への影響が変化した場合には、上記見積りの修正を通じて、当社の財政状態、経営成績の状況に影響を及ぼす可能性があります。

(重要な後発事象に関する注記)

重要な契約の締結

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において決議された、Paul Stuart, Inc. (以下、P S I) が保有していた日本国内における「ポール・スチュアート」ブランドの商標権買取に係る契約を同日付で締結し、2021年3月31日に本件譲受を完了いたしました。なお、本件譲受と同時に譲受の対象となる「ポール・スチュアート」ブランドに係る三井物産株式会社・P S I間のサブライセンス契約は解約いたしました。

(1)契約締結の理由

これまでライセンサーの許諾の下に行っていた日本国内での同ブランドのビジネス運営における重要な意思決定を当社が単独で行うことが出来るようになるため、ブランディングに資する投資など、より機動的かつダイナミックなブランドビジネスの運用が可能となります。より良い商品を適時に市場に投入することで、顧客満足度を高め、ブランド価値を向上させ、事業拡大を目指してまいります。

(2)契約の相手会社の名称

Paul Stuart, Inc.

(3)契約の内容

上記商標権の譲受に関する契約

(4)契約の締結時期

2021年3月11日

(5)契約の締結が営業活動へ及ぼす重要な影響

この契約の締結により、ライセンサーからの契約終了通告による「ポール・スチュアート」ブランドビジネスが当社の取り扱いではなくなるリスクを回避できます。当社が日本国内における商標権を保持することで、長期的な視野にたったブランド育成や商品開発並びにスポーツカテゴリー等をはじめ新規分野の展開が可能となり、より業容の拡大を見込めます。

また、譲受価額については、譲受先との守秘義務契約により開示を控えさせていただきます。

なお、商標権の償却費の増加及びロイヤリティの減少による損益への影響は重要ではありません。

(6)その他重要な事項

商標権の対価の支払いを分割払いとしております。これにより当該債務の支払いのため、当社保有の本社別館（通称ブルークロスビル）の土地、建物に対して抵当権を設定しております。